

会議の運営方針について

【会議について】

- 1 会議は、公開とする。ただし、会議の内容に個人情報等の非公開情報（明石市情報公開条例第11条）が含まれる場合等は、公開しないことができる。この場合は、会長が会議に諮って決定する。
（明石市市民参画条例第13条第1項及び明石市市民参画条例施行規則第6条）
- 2 会議の議事は、出席した委員及び副会長の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会議の傍聴については、明石市市民参画条例施行規則第5条に定めるところによる。
- 4 会議資料は、傍聴者にも配付し、持ち帰り可とする。

【委員名簿について】

委員名簿を市ホームページにおいて公開する（既に公表済み）。
（明石市市民参画条例第12条第2項）

【会議録について】

- 1 会議録は、会議開催の都度、作成する。
- 2 作成に当たっては、発言者氏名等の非公開情報を除き、発言の要旨を記録する。
- 3 各委員に確認後、会議資料とともに市ホームページにおいて公開する。
（明石市市民参画条例第13条第4項、明石市市民参画条例施行規則第7条及び審議会等の運営及び委員の選任に関する要綱第5条）